29消安第4690号 平成29年12月15日

種苗事業者関係団体の長 宛

農林水產省消費 • 安全局長

遺伝子組換えペチュニアの取扱いについて

平素より、農林水産行政への御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成29年5月、国内で遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)に基づく承認がなされていない遺伝子組換え体であるペチュニア品種が販売されていることが判明しました。

このことを受け、「ペチュニアの遺伝子検査について(依頼)」(平成29年5月25日付け29消安第1288号)により、種苗取扱業者において、所有するペチュニア品種について自主的な遺伝子検査を実施するとともに、遺伝子組換え体と判明した品種については販売を停止し、回収・廃棄していただいているところです。

一方、今後、新たに育成・輸入される品種の中にも、遺伝子組換え体である品種 が存在する可能性があります。

つきましては、遺伝子組換え体であるペチュニア品種の新たな国内流通を防止するため、貴会会員に対し、今後、新たなペチュニア品種の販売に当たっては、事前に、科学的に信頼のおける検査機関において遺伝子検査を実施し、遺伝子組換え体でないことを確認した品種のみ販売するよう指導をお願いいたします。

また、検査の結果、遺伝子組換え体と判定されたペチュニアがあった場合には、 速やかに当方へ御報告いただきますようお願いいたします。

なお、日本国内で未承認の遺伝子組換え体であることが判明したペチュニア品種 及び海外で遺伝子組換えペチュニアとして公表等された品種については、農林水産 省Webサイトにおいて一覧を公表していますので、御参照ください。

(農林水産省Webサイト)

2 9 消安第 4 6 9 0 号 2 9 生産第 3 9 6 号 - 3 平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

生産者関係団体の長 宛

農林水産省消費·安全局長 農 林 水 産 省 生 産 局 長

遺伝子組換えペチュニアの取扱いについて

平素より、農林水産行政への御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成29年5月、国内で遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)に基づく承認がなされていない遺伝子組換え体であるペチュニア品種が販売されていることが判明しました。

このことを受け、農林水産省では、種苗会社に対し、既に販売したペチュニア品種及び今後新たに販売するペチュニア品種について、自主的な遺伝子検査を実施するとともに、遺伝子組換え体と判明した品種については販売を停止するよう指導しているところです。

つきましては、遺伝子組換え体であるペチュニア品種の新たな国内流通を防止するため、貴会傘下の生産者において、今後、新たなペチュニア品種の生産・販売を行う際は、遺伝子検査により、遺伝子組換え体でないことが判明した品種であることを、当該品種の導入元の種苗会社等に確認するよう、周知をお願いいたします

なお、日本国内で未承認の遺伝子組換え体であることが判明したペチュニア品種 及び海外で遺伝子組換えペチュニアとして公表等された品種については、農林水産 省Webサイトにおいて一覧を公表していますので、育成や販売への利用の有無の確 認等に御参照ください。

(農林水産省Webサイト)

2 9 消安第 4 6 9 0 号 2 9 生産第 3 9 6 号 - 3 平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

流通事業者関係団体の長 宛

農林水産省消費·安全局長 農 林 水 産 省 生 産 局 長

遺伝子組換えペチュニアの取扱いについて

平素より、農林水産行政への御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成29年5月、国内で遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)に基づく承認がなされていない遺伝子組換え体であるペチュニア品種が販売されていることが判明しました。

このことを受け、農林水産省では、種苗会社に対し、既に販売したペチュニア品種及び今後新たに販売するペチュニア品種について、自主的な遺伝子検査を実施するとともに、遺伝子組換え体と判明した品種については販売を停止するよう指導しているところです。

つきましては、遺伝子組換え体であるペチュニア品種の新たな国内流通を防止するため、貴会傘下の流通業者において、今後、新たなペチュニア品種の生産・販売を行う際は、遺伝子検査により、遺伝子組換え体でないことが判明した品種であることを、当該品種の仕入れ元に確認するよう、周知をお願いいたします。

なお、日本国内で未承認の遺伝子組換え体であることが判明したペチュニア品種及び海外で遺伝子組換えペチュニアとして公表等された品種については、農林水産省Webサイトにおいて一覧を公表していますので、育成、生産・販売への利用の有無の確認等に御参照ください。

(農林水産省Webサイト)

2 9 消安第 4 6 9 0 号 2 9 生産第 3 9 6 号 - 3 平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

販売事業者関係団体の長 宛

農林水産省消費·安全局長 農 林 水 産 省 生 産 局 長

遺伝子組換えペチュニアの取扱いについて

平素より、農林水産行政への御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成29年5月、国内で遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)に基づく承認がなされていない遺伝子組換え体であるペチュニア品種が販売されていることが判明しました。

このことを受け、農林水産省では、種苗会社に対し、既に販売したペチュニア品種及び今後新たに販売するペチュニア品種について、自主的な遺伝子検査を実施するとともに、遺伝子組換え体と判明した品種については販売を停止するよう指導しているところです。

つきましては、遺伝子組換え体であるペチュニア品種の新たな国内流通を防止するため、貴会傘下の販売業者において、今後、新たなペチュニア品種の生産・販売を行う際は、遺伝子検査により、遺伝子組換え体でないことが判明した品種であることを、当該品種の仕入れ元に確認するよう、周知をお願いいたします。

なお、日本国内で未承認の遺伝子組換え体であることが判明したペチュニア品種及び海外で遺伝子組換えペチュニアとして公表等された品種については、農林水産省Webサイトにおいて一覧を公表していますので、育成、生産・販売への利用の有無の確認等に御参照ください。

(農林水産省Webサイト)